

## ◇利用にあたって

### ■ 調査の概要

#### 1. 調査の目的

商業統計調査（経済産業省所管、指定統計第23号）は、商業を営む事業所について、産業別、従業者規模別、地域別等に従業者数、商品販売額等を把握し、我が国の商業の実態を明らかにし、商業に関する施策の基礎資料を得ることを目的としている。

#### 2. 調査期日

平成19年6月1日現在

なお、商業統計調査は本調査及び簡易調査からなり、本調査は5年ごとに実施し、その中間年（調査の2年後）に簡易調査を実施している。今回の調査は、本調査である。

#### 3. 調査の対象

日本標準産業分類の「大分類J-卸売・小売業」に属する事業所を調査対象としている。

#### 4. 用語の解説

##### (1) 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

ア 小売業又は他の卸売業に商品を販売するもの

イ 建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等の産業用使用者に商品を大量又は多額に販売するもの

ウ 主として業務用に使用される商品（事務用機械及び家具、病院、美容院、レストラン、ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）、建設材料など）を販売するもの

エ 製造業の会社が、別の場所に経営している自己製品の卸売事業所。例えば、家電メーカーの支店、営業所が自己製品を問屋等に販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所となる。

オ 商品を卸売し、かつ同種商品の修理を行う事業所（修理料収入の方が多くても同種商品を販売している場合は修理業とせず、卸売業とする。）

カ 他の事業所のための商品売買の代理行為又は仲立人として商品の売買のあっせんをするもの

##### (2) 小売業

小売業とは、主として次の業務を行う事業所をいう。

ア 個人用（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費のために商品を販売するもの

イ 産業用使用者に少量又は少額に商品を販売するもの

ウ 商品を販売し、かつ同種商品の修理を行う事業所

なお、同種商品の修理料が商品販売額より多い場合でも修理業とせず小売業とする。ただし、修理のみを専業としている事業所は修理業（大分類Q-サービス業（他に分類されないもの））となる。この場合、修理のために部品などを取り替えても商品の販売とはしない。

エ 製造小売事業所（自店で製造した商品とその場所で家庭用消費者に販売する事業所）

（例：菓子店、パン屋、弁当屋、豆腐屋、調剤薬局等）

オ ガソリンスタンド

カ 主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ販売事業所）で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所

キ 別経営の事業所（官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店で当該事業所の経営に関わるものはその事業所に含めるが、その売店が当該事業所以外のものによって経営される場合には別の独立した事業所として小売業に分類される。）

##### (3) 従業者

その事業所の業務に従事している個人業主、無給の家族従業者、会社及び団体の有給役員、常用雇用者をいう。

##### ア 個人業主

個人経営の事業所（法人格のない組合を含む。）の主人であって、その事業所の実際の業務に従事している人をいう。

##### イ 無給の家族従業者

個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、ふだん事業所の仕事を手伝っている人をいう。

#### ウ 有給役員

個人経営以外の場合で、法人、団体の役員（常勤、非常勤は問わない。）で、給付を受けている人をいう。

#### エ 常用雇用者

「正社員・正職員」、「パート・アルバイト等」と呼ばれている人で、期間を定めずに雇用されている人若しくは1か月を超える期間を定めて雇用されている人又は調査日前2か月間でそれぞれ18日以上雇用されている人をいう。

#### (4) 年間商品販売額

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間の当該事業所における有体商品の販売額をいい、消費税額を含む。

#### (5) その他の収入額

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間の販売商品に関する修理料、仲立手数料、製造業出荷額、飲食部門収入額、サービス業収入額などの商品販売額以外の事業による収入額を合計したもので、消費税額を含む。

#### (6) 売場面積（小売業のみ）

平成19年6月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（食堂・喫茶、屋外展示場（植木、石材等）、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫、他に貸している店舗（テナント）分等は除く）をいう。

ただし、牛乳小売業、自動車小売業、畳小売業、建具小売業、新聞小売業に属する事業所及びガソリンスタンドは売場面積を調査していない。

#### 5. 統計表中の符号

「－」：皆無又は該当数値なし

「x」：秘匿数値

#### ■利用上の注意

この統計表は、愛媛県が公表している「平成19年愛媛県の商業」の統計表から西条市分の一部を抜き出したものです。